

## 平成30年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成30年12月13日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	須崎 洋司君		

平成30年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

平成30年12月13日(木)

午前10時00分 開議

会 期 平成30年12月11日～12月14日(4日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	議会運営委員会委員長報告	決定
3	議案第70号	平成30年度奥多摩町一般会計補正予算(第5号)	原案可決
4	議案第71号	平成30年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
5	議案第72号	平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
6	議員提出議案 第2号	住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書	原案可決
7	議員提出議案 第3号	森林環境税の活用に関する意見書	原案可決
8	陳情第1号	臓器移植の環境整備に関する意見書の提出を求める陳情書	趣旨採択

(午後0時10分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 議会運営委員会委員長報告を行います。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われております。

その結果を議会運営委員会委員長、須崎眞議員よりご報告願います。須崎眞議員。

〔議会運営委員長 須崎 眞君 登壇〕

○議会運営委員長（須崎 眞君） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

平成 30 年第 4 回奥多摩町議会定例会の追加案件について、本日 12 月 13 日午前 9 時から議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告いたします。

本日、追加案件として議員提出議案 2 件を上程することに決定しました。

議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別、採決別一覧表をごらんください。

議員提出議案第 2 号 住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書及び議員提出議案第 3 号 森林環境税の活用に関する意見書については、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

以上が議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の委員長の報告といたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定しました。

これより議案審議に入ります。

日程第 3 議案第 70 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）、日程第 4

議案第 71 号 平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）、  
日程第 5 議案第 72 号 平成 30 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、  
以上 3 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 70 号から議案第 72 号までの平成 30 年度奥多摩町一般会計並びに特別会計等の補正予算計 3 件につきまして、提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第 70 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,097 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 9,340 万 5,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。使用料及び手数料のうち、使用料は 7 万 3,000 円を減額し、使用料及び手数料の合計を 1 億 2,870 万円に、国庫支出金のうち国庫負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金の増により 640 万 7,000 円を追加、国庫補助金は、子ども・子育て支援交付金等の増により 190 万 7,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 1 億 7,249 万 5,000 円に、都支出金のうち、都負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金の増により 320 万 8,000 円を追加、都補助金は 59 万 8,000 円を追加、委託金は 13 万 9,000 円を追加し、都支出金の合計を 25 億 1,227 万 5,000 円に、繰入金のうち基金繰入金は、財政調整基金から 4,900 万円、観光施設等整備基金から 3,000 万円、計 7,900 万円を追加し、繰入金の合計を 4 億 1,676 万円に、諸収入のうち雑入は 21 万 4,000 円を減額し、諸収入の合計を 4 億 4,655 万 8,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 9,097 万 2,000 円を追加し、歳入の合計額を 65 億 9,340 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、総務管理費は、小金井市にある町有地のフェンス改修工事等により 500 万 8,000 円を追加、徴税費は 17 万 9,000 円を追加、戸籍住民基本台帳費は 7 万円を追加し、総務費の合計を 9 億 2,130 万円に、民生費のうち、社会福祉費は、高齢者福祉地域支援事業費、障害者総合支

援事業費、地域活動支援センター基本設計委託費等の増に伴い、1,404万7,000円を追加、児童福祉費は、氷川保育園、古里保育園等の児童措置費の増に伴い3,763万8,000円を追加、国民年金費は8万円を追加し、民生費の合計を12億1,853万6,000円に、衛生費のうち、保健衛生費は、健康づくり推進事業費等の増に伴い555万4,000円を追加、清掃費は4万円を追加し、衛生費の合計を5億1,806万4,000円に、農林水産業費のうち、農業費は、簡易給水施設の修繕等に伴い254万7,000円を追加、林業費は12万9,000円を追加、水産業費は10万円を追加し、農林水産業費の合計を9億8,312万4,000円に、商工費のうち、観光費は、青目立不動尊休み処及び日原ねねんぼうの施設修繕等に伴い3,171万5,000円を追加し、商工費の合計を4億7,802万8,000円に、土木費のうち、土木管理費は、東京都施工の急傾斜地崩壊防止工事負担金等の減に伴い、484万4,000円を減額、道路橋梁費は、各種工事の契約確定に伴う不用額等により1,683万7,000円を減額、住宅費は、若者住宅建設工事等の契約確定に伴い、不用額として377万2,000円を減額、下水道費は、下水道会計への繰出金の増に伴い973万8,000円を追加し、土木費の合計を12億3,676万8,000円に、消防費は、ソーラー発電充電器等の購入により383万5,000円を追加し、消防費の合計を3億5,258万9,000円に、教育費のうち、小学校費は68万4,000円を追加、3ページに移りまして、給食費は42万9,000円を追加、社会教育費は80万円を減額、保健体育費は156万7,000円を追加し、教育費の合計を5億5,028万4,000円に、諸支出金のうち、定住促進基金は、定住促進基金に400万円を積み立て、諸支出金の合計を448万7,000円に、予備費は、予算調整により13万5,000円を減額し、予備費の合計を928万5,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の9,097万2,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の65億9,340万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

次に、議案第71号 平成30年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、1ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。今回の補正は、総務費のうち、利用管理費について財源の組み替えを行うもので、歳出の合計額並びに予算総額に変更はございません。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

次に、議案第 72 号 平成 30 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,180 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 9,790 万円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。繰入金のうち、一般会計繰入金は 973 万 8,000 円を追加し、繰入金の合計を 5 億 2,806 万 1,000 円に、国庫支出金のうち、国庫補助金は 148 万円を追加し、国庫支出金の合計を 148 万円に、都支出金のうち、都補助金は 58 万 2,000 円を追加し、都支出金の合計を 58 万 2,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1,180 万円を追加し、歳入の合計を 5 億 9,790 万円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、総務管理費は、奥多摩処理区、小河内処理区の修繕や需用費、負担金・補助及び交付金等の増に伴い 790 万円を追加し、総務費の合計を 2 億 12 万 5,000 円に、事業費のうち、下水道事業費は、奥多摩処理区における工事費等の増に伴い 250 万円を追加、浄化槽市町村整備推進事業費は 135 万 4,000 円を追加し、事業費の合計を 6,006 万 3,000 円に、予備費は、予算調整により 4 万 6,000 円を追加し、予備費の合計を 44 万 4,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 1,180 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 5 億 9,790 万円とするものでございます。

以上で、議案第 72 号の説明を終わります。

以上、議案第 70 号から議案第 72 号までの 3 会計の補正予算の説明を終わります。いずれも今後の事業に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていたくようお願いします。

初めに、議案第 70 号について、各課長から順次所管の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（原島 政行君） それでは、議案第 70 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）の内容につきましてご説明いたします。

初めに、6ページをお開きください。歳入でございます。款 12 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 05 教育使用料 7 万 3,000 円の減額は、説明欄にありますように、文化会館使用料を減額するものでございます。文化会館は、今年 10 月より指定管理制度を導入し、一般財団法人木村奨学会に管理運営を委託しているところでございます。文化会館の会議室や多目的ホールなどの各施設を使用した場合の使用料につきましては、指定管理者の収入となることから、10 月分以降の使用料について減額をするものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 13 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金では、節 02 児童福祉費負担金において、子どものための教育・保育給付費負担金について児童数の実績による所要額を見込んで 640 万 7,000 円を追加し、民生費国庫負担金の合計を 1 億 3,788 万 3,000 円とするものです。

項 02 国庫補助金、目 02 民生費国庫補助金では、節 01 社会福祉費補助金において、障害者自立支援給付支払い等システムの制度改正及び報酬改定に伴うシステム改修経費について国の算定基準に基づき、補助率 2 分の 1 で 117 万 1,000 円を追加、節 02 児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金として、放課後児童健全育成事業費の見込み額に基づき、補助率 3 分の 1 で 73 万 6,000 円を追加し、民生費国庫補助金全体で 190 万 7,000 円を増額し、民生費国庫補助金の合計を 933 万 7,000 円とするものです。

款 14 都支出金、項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金では、節 02 児童福祉費負担金で子どものための教育・保育給付費負担金について国庫負担金と同様の理由により、320 万 4,000 円を追加し、民生費都負担金の合計を 1 億 1,784 万 7,000 円とするものです。

○地域整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 03 土木費都負担金、節 01 土木管理費負担金の 4,000 円を増額につきましては、国土利用計画法に定める土地取引届出経由事務費の交付額が確定したことにより計上するものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 項 02 都補助金、目 02 民生費都補助金では、節 01 社会福祉費補助金で 7 万 3,000 円を増額ですが、これまで補助率 2 分の 1 の高齢社会対策包括補助事業補助金のメニューで申請しておりました高齢者福祉支援事業、ひとり暮らし高齢者仲間づくり旅行及び高齢者慰安事業について、新たな補助金である補助率 3 分の 2 の人生 100 年時代セカンドライフ応援事業補助金に該当となることから、補助金の変更による補助率の差額を追加するものです。

7 ページをお開き願います。節 02 児童福祉費補助金では、説明欄のうち、ひとり親家庭医療費助成事業補助金から子ども医療費助成事業補助金までは、対象家庭及び対象児童数の医療の利用の増加に伴い、それぞれ記載の金額を追加するもので、最下段の子供家庭

支援包括補助事業補助金では、保育園の防災カーテン等を整備するため 27 万 9,000 円を追加するもので、民生費都補助金全体では 123 万 8,000 円を追加し、民生費都補助金の合計を 1 億 1,957 万 1,000 円とするものです。

目 03 衛生費都補助金では、節 01 保健衛生費補助金において、これまで長年にわたり実施しておりました眼科・耳鼻科検診事業が、都が本来の補助事業の目的としてきたへき地における専門医療を確保して診療を行うという事業の趣旨と異なることが判明したことから減額するもので、後ほど歳出でもご説明いたしますが、過去にさかのぼって 5 年間分の補助金を自主的に返還することとし、今年度においては補助申請を取り下げることとしたものです。このため今年度分の補助額 64 万円を皆減し、衛生費都補助金の合計を 1,842 万 2,000 円とするものです。

項 03 都委託金、目 07 衛生費委託金は、現在、首都圏、近畿圏等を中心に流行し、拡大が懸念されている風疹の抗体の有無を検査する費用を助成する事業について、都から委託され実施しておりますが、さらなる流行を防止する目的で検査対象者を拡大したことから、20 名分の費用として 13 万 9,000 円を追加するものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款 17 繰入金につきまして、項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金 4,900 万円の増は、財源不足により財政調整基金から繰り入れをするもので、補正後の予算額を 7,200 万円とし、次の目 05 観光施設等整備基金繰入金 3,000 万円の皆増は、説明欄記載の指定管理施設であります交流宿泊体験施設改修工事の財源として充当するために観光施設等整備基金から繰り入れるものでございます。

○教育課長（原島 政行君） 次の款 19 諸収入、項 05 雑入、目 02 実費徴収金 21 万 4,000 円の減額につきましては、説明欄にありますように、古里診療所の電気料等を減額するもので、文化会館使用料同様に指定管理者制度の導入により古里診療所で使用している電気料及び灯油代につきまして指定管理者が収入し、支出をしますので、10 月分以降の実費徴収金について減額をするものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長（井上 永一君） 8 ページをごらんください。歳出の説明に入らせていただきます。

初めに、款 2 総務費、項 1 総務管理費でございます。目 01 一般管理費は 94 万 4,000 円の増額で、賃金の 84 万 4,000 円の増額は、職員の配置転換により不在となった部署の対応として臨時職員を配置したことによる賃金の増を、負担金・補助及び交付金の 10 万円は、本年 9 月に発生した北海道胆振東部地震で被災した北海道町村会へ東京都町村会から

200 万円の見舞金を送ることと決定し、東京都町村会で 70 万円、東京都の 13 町村でそれぞれ 10 万円を負担し 200 万円とするため、町負担分 10 万円を計上したものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 06 財産管理費 350 万円の増は、節 15 工事請負費で、説明欄記載の小金井町有地フェンス移設工事につきましては、小金井市本町 1 丁目 1859 番地 15 の町有地と隣接します個人所有地の境界に町所有の既設フェンスがございまして、調査の結果、町側フェンスの基礎部分が民有地である隣接地に入り込んでいたことが判明したため、フェンス基礎等を正しい位置に設置し、整備するものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に、目 08 電子計算費は 254 万円の減額でございます。内訳ですが、電子計算管理費は 21 万 4,000 円の増額となります。需用費の印刷製本費 8 万円の増額は、調定納付書用封筒の印刷を、修繕費の 13 万 4,000 円の増額は、パソコンの修繕をするための費用でございます。

次の電子計算開発費 275 万 4,000 円の減額は、委託料で電子計算機及び周辺機器更新委託費として、新元号の改元に伴い、健康管理システム及び人事給与システムのシステム改修を予定しておりましたが、新元号の公表が来年 4 月の予定となったことから、今年度のシステム改修の実施を見送り、平成 31 年度予算へ組み替えることにより減額となるものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 09 地域振興費 15 万 6,000 円の増は、9 ページにかけまして (01) コミュニティ施設管理費 1 万 6,000 円の増は、節 12 役務費、細節 02 火災保険料等で、説明欄記載の建物災害共済保険料増につきましては、原生活館改修工事の完了に伴い、新たに保険料の再計算を行い、保険料増額分を計上するものでございます。

次の (04) 地域活動協力事業費 14 万円の増は、内訳としまして、節 11 需用費、細節 03 の食糧費を 1 万円増し、次の節 14 使用料及び賃借料 4 万円の増は、出張時等の駐車場使用料を 1 万円、高速道路等の有料道路使用料を 3 万円それぞれ増し、次の節 19 負担金・補助及び交付金 9 万円の増は、各種研修会等参加時の負担金を増するもので、いずれも地域おこし協力隊の活動に伴い、必要経費を増額補正するものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に、目 11 車両費、車両管理費は 264 万 8,000 円の増額でございます。まず、備品購入費の 240 万円の増額ですが、森林再生事業で使用しているトラックの更新に当たり、当初は軽自動車のバンを購入する予定で予算計上しておりましたが、担当課での再検討により、作業を行うためにはトラックが必要であるとのことから増額し、トラックを購入するものでございます。これに伴いまして諸経費及び保険料などについて、役務費が 22 万 1,000 円、公課費が 2 万 7,000 円の増額となるものでございま

す。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の目 14 諸費 30 万円の増額は、次の 10 ページをごらんください。01 町税過年度還付金の節 23 償還金・利子及び割引料において町税過年度還付金を実績見込みにより増額計上するものです。

次に、項 02 徴税費、目 01 税務総務費 17 万 9,000 円の増額は、節 18 備品購入費において公図管理システム用の停電時バックアップ用電源装置が経年劣化により不具合が生じてきたため、交換装置の購入を見込むものです。

次の項 03 戸籍住民基本台帳費 7 万円の増額は、節 03 職員手当の所要額の調整によるものです。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 03 民生費、項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費です。01 社会福祉総務費では、人件費の調整により職員手当について超過勤務手当 30 万円を追加し、次の 07 社会福祉協議会補助事業費では、平成 29 年度の地域福祉推進包括補助事業補助金の額の確定により、償還金利子及び割引料において 62 万 7,000 円を追加、11 ページをお開きいただき、次の 16 少子化・定住化対策費では、役務費において寄付物件の住宅に係る火災保険料について 1,000 円を追加、18 国民健康保険事業費では人件費の調整により職員手当について超過勤務手当 15 万円を追加し、社会福祉総務費全体では 107 万 8,000 円を追加し、社会福祉総務費の合計を 2 億 7,535 万 6,000 円とするものです。

目 02 老人福祉費では、01 高齢者福祉地域支援事業費から次の 12 ページ中段 20 生計困難者介護サービス利用者負担額軽減事業費まで、平成 29 年度高齢社会対策包括補助事業補助金等の交付額の確定により、償還金・利子及び割引料においてそれぞれ説明欄記載の金額を追加し、21 介護保険事業費では職員人件費の調整により 1,000 円を追加し、老人福祉費全体で 214 万 8,000 円を追加し、老人福祉費の合計を 3 億 8,786 万 8,000 円とするものです。

次の目 03 心身障害者福祉費では、08 障害者総合支援事業費において、平成 29 年度の国庫負担金、国庫補助金、都負担金及び都補助金の確定に伴い、償還金・利子及び割引料においてそれぞれ説明欄記載の金額を追加し、13 ページをお開きいただき、09 障害者医療事業費では、更生医療事業費において平成 29 年度の国・都の負担金の確定に伴い、償還金・利子及び割引料においてそれぞれ説明欄記載の金額を追加し、10 障害者地域生活支援事業費では、委託料において、現在、シルバーワークプラザの 1 階に設置している障害者地域活動支援センターを新たに独立した建物として、鳩ノ巣駅前の町有地に建設するための基本設計委託料として 411 万 5,000 円を計上し、償還金・利子及び割引料では、平

成 29 年度障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により 2 万 7,000 円を追加、次の 11 重度身体障害者等緊急通報システム事業費及び 16 在宅障害者自立生活サポート事業費では、同様に償還金・利子及び割引料において、それぞれ説明欄記載の金額を追加し、心身障害者福祉費全体では 1,082 万 1,000 円を追加し、心身障害者福祉費の合計を 1 億 7,762 万 6,000 円とするものです。

項 02 児童福祉費、目 01 児童福祉総務費では、01 児童福祉費において今年度から新たに子育て支援協議会にかわる組織として設置した子ども・子育て会議委員の報償費を計上するもので、子育て支援協議会委員との委員数の差により 1 万 3,000 円を減額し、03 ひとり親家庭医療費助成事業費では、医療費助成を受ける家庭の増加等に伴い、委託料及び扶助費においてそれぞれ説明欄記載の金額を追加、14 ページをごらんください。04 乳幼児医療助成事業費及び 05 子ども医療費助成事業費におきましても、扶助費において社会保険加入者の実績見込みにより、それぞれ説明欄記載の金額を追加するもので、児童福祉総務費全体で 184 万 2,000 円を追加し、児童福祉総務費の合計を 1,525 万 6,000 円とするものです。

目 02 児童措置費では、01 保育所措置費において、需用費では保育料納付書の印刷製本費として 5 万円を追加し、委託料では入所児童の措置費を実績に基づき、説明欄記載のとおり、管内管外の保育所で合わせて 3,451 万 1,000 円を追加し、負担金・補助及び交付金では、歳入でもご説明いたしましたが、災害対策として保育園の園舎の防災カーテン等を整備する事業費として 53 万 2,000 円を追加、02 児童手当費では、平成 29 年度の国庫負担金の確定に伴い、償還金・利子及び割引料において 2 万円を追加、児童措置費全体では 3,511 万 3,000 円を追加し、児童措置費の合計を 2 億 8,551 万 2,000 円とするものです。

15 ページをお開き願います。目 03 児童健全育成事業費、01 放課後児童健全育成事業費では、需用費において学童クラブの防災用品購入として 4 万 7,000 円を追加、委託料では、東京都最低賃金の引き上げと近隣の市町村の委託料水準との均衡を図る観点から、これまで据え置いていた学童クラブ指導員の委託料を見直したことで指導員の増員により 100 万円を追加、学童クラブ内の天井ビルトイン型エアコン洗浄委託料を減額し、放課後児童健全育成事業費全体で 98 万円を追加し、児童健全育成事業費の合計を 1,046 万 8,000 円とするものです。

目 04 子ども家庭支援センター事業費、01 子ども家庭支援センター事業費では、職員手当において人事異動に伴う人件費の調整により超過勤務手当を 50 万円追加、旅費では実績により 1 万 2,000 円を追加し、委託料ではこれまで支出していた相談員委託料について、

ファミリーサポートセンター事業費から支出することとしたこと及び事務室で使用している複合複写機について次の使用料及び賃借料で一括して支出することとしたことにより134万8,000円を減額し、使用料及び賃借料では、ただいまの説明のとおり、支出科目の振り替え、実績を見込んで53万9,000円を追加し、子ども家庭支援センター事業費全体では29万7,000円を減額、事業費の合計を4,500万3,000円とするものです。

○住民課長（原島 滋隆君） 次に、項03国民年金費、目01国民年金総務費8万円の増額は、節03職員手当の所要額の調整によるものです。

○福祉保健課長（清水 信行君） 16ページをごらんください。款04衛生費でございます。項01保健衛生費、目01保健衛生総務費では、01保健衛生総務費において職員手当等で人件費の調整により超過勤務手当を20万円追加、償還金・利子及び割引料では、平成29年度医療保健政策包括補助事業補助金の交付額の確定による過年度返還金として12万1,000円を追加し、02保健福祉センター管理費では工事請負費において保健福祉センターの火災受信機に不具合が生じたため、交換工事の費用として129万6,000円を追加、備品購入費では、センターに設置している消火器の入れ替えとして11万1,000円を追加し、07犬の登録と予防接種事業費では、需用費において犬の鑑札を作成するため印刷製本費を2万4,000円追加し、保健衛生総務費全体では175万2,000円を追加し、保健衛生総務費の合計を9,289万9,000円とするものです。

目02予防費です。17ページをお開き願います。01健康づくり推進事業費では、負担金・補助及び交付金において自治会における保健推進活動の実施事業数が増加する見込みから、5事業分として15万円を追加、償還金・利子及び割引料では、平成29年度医療保健政策包括補助事業補助金の交付額の確定に伴い、返還金として15万6,000円を追加し、02へき地専門医療確保事業費では、歳入でもご説明いたしましたが、委託料では12月に予定していた眼科・耳鼻科検診を中止したことで32万円を減額し、償還金・利子及び割引料では、平成25年度から平成29年度までの補助金を返還するため、320万2,000円を追加するもので、今後この事業につきましては、都補助金を有効に活用するため、診療施設、例えば奥多摩病院において年間に複数回の眼科・耳鼻科診療を行うことが可能かどうか検討しているところでございます。可能となった場合は、これまでと異なり、一般保険診療として実施することになりますので、町外の眼科耳鼻科を受診するときと同様に窓口における自己負担として1割から3割分をお支払いいただくこととなります。

03感染症予防対策事業費では、歳入でもご説明いたしましたが、風疹の流行拡大を防止するため、これまで妊娠を予定、または希望する女性に対して抗体検査を実施し、抗体

価が低かった方に予防接種を実施していた事業について、対象者を拡大し、妊娠を予定、または希望する女性の同居者と、妊婦の同居者で30歳以上50歳未満の方も対象とするものです。この事業の対象者が抗体検査及び抗体が低かった場合に予防接種を受ける場合、その費用は無料となります。東京都ではこの事業の対象者を拡大するため、実施要綱を改正し、区市町村への補助を拡大することとしており、これを受け、町ではこの12月1日から対象者を拡大して実施しております。

08 健康増進法保健事業費では、委託料において東京都がん検診センターに委託して実施している胃がん、肺がんの実績数の見込み数の減少のため42万円を減額し、償還金・利子及び割引料では、平成29年度医療保健政策包括補助事業補助金の交付額の確定に伴い、返還金として2万2,000円を追加、09 骨粗しょう症予防対策事業費では、受診者の見込み増により150人分、30万円を追加、10 健康相談事業費では、償還金・利子及び割引料で平成29年度医療保健政策包括補助事業補助金の交付額の確定に伴い、返還金として6万8,000円を追加、12 生活習慣病等予防事業費では、委託料で18歳以上39歳以下の若年者の検診受診者の見込み増により10名分、11万1,000円を追加し、償還金・利子及び割引料で平成29年度医療保健政策包括補助事業補助金の交付額の確定に伴い、返還金として9万2,000円を追加、18ページの13 精神専門相談事業費及び14 心の健康対策事業費では、それぞれ償還金・利子及び割引料において、平成29年度医療保健政策包括補助事業補助金の交付額の確定に伴う返還金として説明欄記載の金額を追加するもので、予防費全体で366万円を追加し、予防費の合計を4,852万円とするものです。

目03 母子保健事業費では、085歳児健康診査事業費及び17 未熟児養育医療事業費において平成29年度の交付額、負担額の確定により、医療保健政策補助事業補助金及び未熟児養育医療国・都負担金について償還金・利子及び割引料においてそれぞれ説明欄記載の金額を追加するもので、母子保健事業費全体で14万2,000円を追加し、母子保健事業費の合計を484万9,000円とするものです。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の項02 清掃費、目02 塵芥処理費、(01) ごみ処理事業費4万円の増額は、節07 賃金において臨時職員賃金の10月1日改定に伴い、所要額の調整を行うことによるものです。

以上で、款04 衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長（天野 成浩君） 次に、19ページをお開きください。款06 農林水産業費の説明に入ります。項01 農業費、目01、01 農業推進協議会費20万円の増額は、節03 職員手当等の人件費の調整によるものです。

次に、目 02 農業総務費、03 簡易給水施設管理費 216 万 7,000 円の増額は、節 11 需用費で、主に小河内地区で峰谷簡易給水施設の増圧ポンプの老朽化による交換修繕及び奥簡易給水施設の流量調整弁等の修繕費を見込むものです。

次に、目 03 農業振興費、04 体験農園管理運営事業費 18 万円の増額は、節 13 委託料で説明欄記載の 2 棟分の滞在型ラウベハウスクリーニング委託を計上するものです。

次に、項 02 林業費、目 01、01 林業総務費 12 万 9,000 円の増額は、節 03 職員手当等の人件費を調整するものです。

次に、項 03 水産業費、目 01、01 水産業総務費 10 万円の増額は、節 01 職員手当等の人件費を調整するものです。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、20 ページをごらんください。款 07 商工費の説明に入ります。

項 02 観光費、目 01、01 観光総務費 20 万円の増額は、節 03 職員手当等の人件費の調整によるものです。

次に、目 02 観光施設費 3,151 万 5,000 円の増額は、内訳として、01 観光施設維持管理費 1 万 5,000 円の計上は、節 11 需用費で交流宿泊体験施設のプロパンガスの燃料費を見込むものです。

次の 02 観光施設整備事業費 3,150 万円の計上は、節 15 工事請負費で、内訳としてハウスダストを防止するため、青目立不動尊休み処天井改修工事の計上と、次の交流宿泊体験施設改修工事の計上は、通称やすら樹の宿ねんぼうで、本年第 3 回定例会において指定管理者の指定の決定をいただきました施設で、町が指定管理者桜ホテルズ株式会社に貸し出す上で必要最低限の施設整備を見込むものでございます。この施設は平成 15 年度に建設し、以降 14 年が経過しており、老朽化による施設改修が必要な部分として施設の内部、外部、外構などの改修工事を見込むものでございます。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○地域整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 08 土木費、項 01 土木管理費、目 01 土木総務費 484 万 4,000 円の減額は、その内訳といたしまして、01 土木総務費の 485 万円の減額は、節 03 職員手当等で人件費の調整により 100 万円を増額し、節 11 需用費では、実績により町道及び橋梁照明の電気料 5 万円を計上し、節 19 負担金・補助及び交付金の 590 万円の減額は、丹三郎地区において予定されておりました東京都施工による急傾斜地崩壊防止事業が地域との調整の関係から次年度施工と決定されたため、事業に係る町の負担金を減額するものでございます。

次に、06 国土法土地取引事務経費の節 11 需用費、消耗品 6,000 円の増額は、国土利用計画法に定めます土地取引の規制に関する経由事務費等交付金の額が決定したことにより計上するものでございます。

次に、21 ページをお願いいたします。款 08 土木費、項 02 道路橋梁費、目 02 道路新設改良費 1,683 万 7,000 円の減額につきましては、その内訳といたしまして 01 都補助道路新設改良事業費 1,250 万円の減額は、節 15 工事請負費で、説明欄記載の各路線におきまして契約額の確定及び設計変更要素の確定によるもので、松葉穴沢線道路改良工事で 200 万円を減額し、白丸丸の内西線道路新設工事では 300 万円を増額し、南平熊沢線道路新設工事では用地に関連した線形の見直しにより 1,250 万円を減額し、あわせて附帯工事 100 万円を減額するものでございます。

次に、02 町単独道路新設改良事業費の 433 万 7,000 円の減額は、その内訳といたしまして、節 13 委託料の 242 万 2,000 円の減額は、説明欄記載の路線につきまして委託業務が完了し、額が確定したため減額するものでございます。

次の節 15 工事請負費 200 万円の減額につきましては、説明欄記載の各路線におきまして契約額の確定及び設計変更要素の確定によるもので、熊沢地内残土処分場整備工事で 200 万円を増額し、川井熊沢線道路改良工事では工種の検討を行った結果、1,000 万円を減額し、下り橋三沢線につきましては、第 3 回定例会におきまして災害防除事業として委託料を補正させていただき、その業務成果に基づき、災害防除工事として 600 万円を計上するものでございます。

次の節 17 公有財産購入費の 6 万 2,000 円の増額は、南平熊沢線の線形見直しに伴う用地買収費を見込むもので、節 22 補償・補填及び賠償金の 2 万 3,000 円の増額は、南平熊沢線の立木移転補償費を見込むものでございます。

次に、22 ページをお願いいたします。款 08 土木費、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費、1 万 5,000 円の増額につきましては、01 住宅管理費の節 12 役務費の通信運搬費等で、町公営住宅使用料口座振替手数料を実績により 1,000 円増額し、火災保険料等では、今年度整備いたします小丹波（南ノ原）若者住宅、南氷川若者住宅及び小丹波地内子育て応援住宅の建物災害共済保険料 1 万 4,000 円を見込むものでございます。

次に、目 02 住宅建設費 378 万 7,000 円の減額につきましては、その内訳といたしまして、01 住宅建設事業費の節 12 役務費で、町有地分譲事業の計画に係る土地取引仲介手数料 7 区画分として 175 万円を見込むもので、内訳といたしまして、棚沢地内住安戸で 1 区画、地番が棚沢 115 番 3 で、次に、小丹波地内竹ノ平で 2 区画、地番が小丹波 369 番 5 及

び369番6で、次に、川井地内松葉で1区画、地番が川井710番1で、次に、同じく川井地内で沼沢で3区画、地番が川井290番25、290番27、290番13でございます。

次に、節13委託料の宅地分譲業務委託料の280万円の減額につきましては、分譲地を速やかに販売するため、業務委託契約から一般媒介契約に販売形態を変更するため減額するものでございます。

次に、節17公有財産購入費の1,537万3,000円の増額につきましては、定住促進用地及び町営住宅建設用地購入に伴い、説明欄記載の3物件について公有財産購入費を計上するものでございます。内訳といたしまして、説明欄の上段より1件目の場所につきましては、氷川字南氷川1491番1、同じく1492番1、同じく1520番1の計3筆で、土地の面積が780.2平方メートルで、買収価格が651万7000円でございます。

次の2件目は、小丹波字南ノ原97番地の1筆で、土地の面積が370.0平方メートルで、買収価格が335万7,000円でございます。

次の3件目は、川井字竹ノ花390番1の1筆で、土地の面積が401.76平方メートルで、買収価格が549万9,000円でございます。

次に、02小丹波地内若者住宅建設事業費の1,081万円の減額につきましては、その内訳といたしまして、節13委託料の21万円の減額は、各業務委託の契約額の確定による減額で、次の節15工事請負費の1,060万円の減額は、説明欄記載の各事業におきまして契約額の確定及び設計変更要素の確定によるもので、小丹波南ノ原地内若者住宅造成工事では、構造物の精査により140万円を増額し、小丹波南ノ原地内若者住宅造成附帯工事では、通路等整備により400万円を増額し、小丹波宮ノ下地内若者住宅造成工事では、施工範囲の調整により1,600万円を減額するものでございます。

次に23ページをお願いいたします。03氷川地内若者住宅建設事業費の節15工事請負費380万円の減額につきましては、契約に基づく額の確定によるものでございます。

次に、04小丹波地内子育て応援住宅建設事業費の350万円の減額につきましては、その内訳といたしまして、節13委託料の200万円の減額につきましては、プロポーザル方式によりプラン作成を行ったことにより、設計業務委託が不要となったため減額するもので、次の節15工事請負費の150万円の減額は、契約に基づく額の確定により住宅建設工事を300万円減額し、附帯工事として150万円を増額し、外構工事を見込むものでございます。

次に、款08土木費、項05下水道費、目01公共下水道費、01下水道事業特別会計繰出事業費の節28繰出金の973万8,000円の増額につきましては、公共下水道特別会計への

繰出金を計上するものでございます。詳細につきましては下水道事業特別会計補正予算にてご説明させていただきます。

以上で、款 08 土木費の説明を終わります。

○総務課長（井上 永一君） 次に、款 9 消防費、項 1 消防費でございます。目 02 非常備消防費、消防団費の 30 万円の増額は、需用費の修繕費として小型動力ポンプの修繕費用を計上させていただきました。

24 ページをごらんください。目 04 防災費の 353 万 5,000 円の増額ですが、備品購入費として、ソーラー発電充電機 7 台分の購入費を計上させていただきました。この充電機は災害時に電源が確保できないときの緊急用電源システムで、20 ワットのソーラーパネル 4 枚を搭載し、発電した電力を 100 アンペアアワーのバッテリーに蓄電し、移動のできるパネル一体型の折り畳み式ソーラー発電充電機で災害時の照明用電源として、また、現在情報収集のツールや連絡をとるアイテムとして非常に普及しているスマートフォンやタブレット端末の充電用などで活用したいと考えております。スマートフォン端末ですと機種、充電時間等にもよりますが、50 台程度の充電が可能となります。

なお、7 台につきましては、役場本庁舎、古里出張所、保健センターなどの町施設へ配置し、有事に備えたいと考えております。

以上で、消防費の説明を終わります。

○教育課長（原島 政行君） 次は、款 10 教育費でございます。

項 02 小学校費、目 01 学校管理費 68 万 4,000 円の増額は、内訳としましてまず (02) 古里小学校管理費が 64 万 2,000 円の増額となります。これは、節 11 需用費で光熱水費が 60 万円の増額、また、節 12 役務費で 4 万 2,000 円を増すことにつきましては、プロバイダ接続の容量を増やすもので、現行のプランではホームページ用のデータが 50 メガまでと制限されており、ホームページの更新に支障が出ているため、300 ギガまでのプランに変更するものでございます。

また、(02) 氷川小学校管理費 4 万 2,000 円の増額につきましても、古里小学校管理費同様にプロバイダ接続料を増すものでございます。

次に、項 04 給食費、目 01 給食管理費 42 万 9,000 円の増額は、節 18 備品購入費で、調理用備品として電気フライヤーが故障したことから 61 万 6,000 円で購入、また、今年度に購入した軽トラックの不用額 18 万 7,000 円を減額するものでございます。

次に、項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費 60 万円の減額は、次の 25 ページになりまして、(02) 教育文化振興事業費の節 19 負担金・補助及び交付金の海外受け入れ事業

補助金を皆減するものでございます。海外受け入れ事業は、オーストラリア・バイロンベイからの学生を受け入れておりましたが、今年度は派遣側の都合により事業が実施できなかったため、予算も減額をするものでございます。次の(03)文化会館管理費につきましては、歳入減に伴い、歳出の財源組み替えによるものでございますので、金額の増減はございません。

次に、目 02 青少年対策費、(01) 青少年対策事業費 45 万円の減額は、まず、節 07 賃金、節 11 需用費でそれぞれ 10 万円を減額するものでございます。これは青少年対策地区委員会連絡協議会が主催で昨年度まで開催しておりましたビーチボールバレーにかわりまして、今年度は講演会を開催しましたので、ビーチボールバレーに係る審判員の賃金と参加賞などの消耗品費を減額するものでございます。

次の節 19 負担金・補助及び交付金 25 万円の減額は、奥多摩町と荒川区の小学生の体験交流事業費補助金につきまして皆減するものでございます。この事業は、荒川区の小学生が奥多摩町を訪れ、町の小学生と交流する事業で、奥多摩町と荒川区と荒川区少年団体指導者連絡会、そして一般財団法人木村奨学会が主催するものでございます。昨年度は、氷川キャンプ場に泊まり、バーベキューやゲームをして交流をし、翌日は山のふるさと村周辺のハイキングを行いました。平成 28 年度から実施した事業ですが、今年度平成 30 年度につきましては荒川区の都合により実施できませんでしたので、補助金につきましては皆減するものでございます。

次に、目 04 水と緑のふれあい館事業費 7 万円の増額は、節 14 使用料及び賃借料で、複写機使用料を増するものでございます。

次に、目 06 美術館費 18 万円の増額は、節 11 需用費の光熱水費としてせせらぎの里美術館の電気料を増するものでございます。

次に、26 ページをお願いいたします。目 07 森林館費につきましては、節 09 旅費と節 14 使用料及び賃借料のそれぞれ同額を増減することから、金額の増減はありませんが、内訳として、節 09 旅費は 10 万 2,000 円の減。これは 10 月に北海道釧路市で開催された全国巨樹フォーラムの職員研修旅費でしたが、都合で出張することができなかったために減するものでございます。

また、節 14 使用料及び賃借料は 10 万 2,000 円を増額するもので、説明欄にあります借地料の増ですが、森林館の平成 29 年度分の借地料を支払うものでございます。

次に、項 06 保健体育費、目 01 保健体育総務費 31 万 3,000 円の減額は、節 13 委託料で、6 月に開催した奥多摩スポーツフェスティバルにつきまして精算が完了したことから、不

用額を減額するものでございます。

次に、目 02 体育施設費 188 万円の増額は、(02) 社会体育施設維持管理費、節 13 委託料を 162 万円増するもので、説明欄にありますように、川井スポ・コミ体育館改修工事実施設計委託費でございます。川井スポ・コミ体育館につきましては、今後床の老朽化、照明の LED 化、入り口及びトイレのバリアフリー化などを施工したいと考えていることから、工事前に設計を行いたいというものでございます。また、(03) 総合運動場維持管理費 26 万円の増額は、節 18 備品購入費で登記原総合運動場内に体育備品を収納するための物置を設置したいということから計上させていただくものでございます。

教育費につきましては以上でございます。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 次の款 13 諸支出金、項 01 目 01 定住促進基金費は 400 万円の増でございます。27 ページをお開きください。内訳としまして、節 28 繰出金が 400 万円の増で、これは説明欄記載の定住促進基金への繰出金を増するもので、昨今の定住用物件の取得が増えていることに伴い、円滑な資金繰りに資するため増額補正を行うものでございます。

次の款 14 予備費 13 万 5,000 円の減は、歳入歳出調整によるものです。

○総務課長(井上 永一君) 最後に、給与費についてご説明させていただきます。補正予算書の 28 ページ、一般職の給与費明細書をごらんください。上から 3 行目、比較の欄でございますが、給与費の給料 1,000 円、職員手当は 292 万 9,000 円、合計で 293 万円の増額でございます。給料の 1,000 円は年間所要額の調整、職員手当は内訳で記載しておりますが、扶養手当の 5 万 4,000 円、児童手当の 7 万 5,000 円は、職員の扶養親族の増による年間所要額の調整、超過勤務手当は各科目で説明をいたしましたように、必要額を増額するものでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

以上で、議案第 70 号 平成 30 年度一般会計補正予算(第 5 号)の説明を終わります。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、議案第 70 号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 25 分から再開いたします。

午前 11 時 08 分休憩

午前 11 時 25 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 71 号についての説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） それでは、議案第 71 号 平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明させていただきます。今回の補正は歳出のみの説明となります。

3 ページをお開きください。款 01 総務費、項 01 利用管理費、目 01 一般管理費 50 万円の増額は、節 03 職員手当等超過勤務手当の人件費の調整によるものです。職員手当等の内容は、4 ページの給与費明細書に記載されておりますが、ただいまご説明いたしました内容と同様でございますので、省略させていただきます。

次に、目 02、01 事業費 50 万円の減額は、人件費の調整に伴う事業費内の予算の組み替えを行うものです。内訳では、節 11 需用費 48 万 8,000 円の増額は、説明欄記載の修繕費で、冬季の施設緊急修繕費用を見込むもので、次の節 13 委託料 98 万 8,000 円の減額は、台風等天候不良により体験教室中止に伴う指導委託及び冬季の体験教室委託料を精査し、説明欄記載の体験施設指導委託 99 万円を減額し、次の大自然塾事業委託 28 万円を減額、次の 25 周年記念グッズ製作委託 28 万 2,000 円の計上は、都民の森が開設から 25 年が経過したことからクリアファイルなどの記念グッズを作成するものです。

以上で、議案第 71 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 71 号の説明は終わりました。

次に、議案第 72 号についての説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（坂村 孝成君） 議案第 72 号 平成 30 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 03 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 973 万 8,000 円の増額につきましては、01 下水道事業繰入金として小河内処理区で 230 万円の増額とし、奥多摩処理区で 814 万 6,000 円の増額で、02 浄化槽市町村整備推進事業繰入金では 70 万 8,000 円の減額となるものでございます。

次に、款 06 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 01 浄化槽市町村整備推進事業費補助金、節 01 浄化槽市町村整備推進事業費補助金の 148 万円の増額につきましては、国の循環型社会形成推進交付金の交付決定により計上するものでございます。

次に、款 07 都支出金、項 01 都補助金、目 01 浄化槽市町村整備推進事業費補助金、節 01 浄化槽市町村整備推進事業費補助金の 58 万 2,000 円の増額につきましては、都の交付

金の内示により計上するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。歳出でございます。款01総務費、項01総務管理費、目02維持管理費790万円の増額につきましては、その内訳といたしまして、01維持管理費（小河内処理区）の節11需用費の修繕費を200万円増額し、小河内地区の国道411号線水根沢バス停から深山橋手前までの間で、降雪時の除雪作業に支障を来しているマンホール蓋の高さ調整修繕5カ所を見込むものでございます。

次に、02維持管理費（奥多摩処理区）の節11需用費の光熱水費270万円の増額は、公共下水道への接続戸数の増加に伴う汚水処理量の増加によりマンホールポンプ及びグライNDERポンプの稼働時間が長くなり、想定しておりました電気料を上回る見込みのため計上するものでございます。

次に、節12役務費の通信運搬費等の20万円の増額は、電話回線を使用いたしましたマンホールポンプ及びグライNDERポンプの稼働状況の情報通信料の増加に伴い計上するものでございます。

次に、節19負担金・補助及び交付金の300万円の増額につきましては、公共下水道への接続戸数の増加により汚水量が増加したため、多摩川上流水再生センターで処理するための流域下水道維持管理負担金を増額計上するものでございます。

次に、款02事業費、項01下水道事業費、目01下水道事業費250万円の増額につきましては、その内訳といたしまして、01下水道事業費（小河内処理区）の節03職員手当等の人件費の調整により30万円を増額するものでございます。

次に、02下水道事業費（奥多摩処理区）の節03職員手当等の人件費の調整により10万円を増額し、次の節15工事請負費の210万円の増額につきましては、奥多摩処理区で小丹波地内子育て応援住宅を含む公共柵未設置箇所9カ所の設置及び接続管の敷設工事を見込み計上するものでございます。

8ページの給与明細書は、ただいまご説明いたしました人件費の内容と同様でございますので、省略させていただきます。

次に、7ページをお願いいたします。款02事業費、項02浄化槽市町村整備推進事業費、目01浄化槽市町村整備推進事業費135万4,000円の増額につきましては、その内訳といたしまして、01浄化槽市町村整備推進事業費の節12役務費の浄化槽清掃料を124万5,000円増額し、浄化槽管理数の増加により30基の清掃及び汚泥処理に対応するもので、次の使用水量確認手数料10万9,000円の増額は、東京都水道局から算定に基づき提示されました手数料を計上するものでございます。

次に、款 04 予備費、項 01 予備費、目 01 予備費 4 万 6,000 円の増額につきましては、歳入歳出予算の調整により計上するものでございます。

以上で、議案第 72 号の説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 72 号の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

議案第 70 号、一般会計補正予算については、初めに歳入、次に歳出、それぞれの質疑を行い、議案第 71 号及び議案第 72 号については、歳入歳出含めて一括して行います。

初めに、議案第 70 号の歳入の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 70 号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第 70 号の歳出の質疑を行います。2 番、大澤由香里議員。

○2 番（大澤由香里君） 2 番、大澤です。

8 ページの小金井の町有地についてどういう土地なのか、ご説明いただければと思います。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 2 番、大澤議員からのご質問でございます。歳出 8 ページ、目 06 財産管理費のところでございます。小金井町有地フェンス改修工事ということで、町有地の内容についてということでございます。

こちらにつきましては、最寄り駅が武蔵小金井の駅南口になります。徒歩で 5 分圏内といたったところでございます。面積が 161 平方メートルほどということございまして、この土地の取得の経緯についてでございますけれども、平成 5 年の 4 月に寄付をいただいて取得をしております。もともとの所有が今、日原に在住しております平岡先生、絵をかいている方からいただいたものでございます。こちらは長らく町のほうで管理はしておるところなんですけれども、なかなか使用の状況が芳しくないということもありまして、以前は隣接地も平岡先生の奥さんの実家があったんですけども、今は別の方が所有しております。そこがちょうど家を建て直して庭を造園などをしていたところ、以前は、要は所有が同一だったのでございますけれども、フェンスの基礎の部分が現在は個人の土地になっているところに入り込んでいるということで連絡がございまして、現地確認の結果、入り込んでいるということで、今回そこを改修させていただくというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。4番、清水明議員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

ページ数は13ページになります。13ページの上のほうに、障害者地域生活支援事業費ということで、委託費で地域活動支援センター基本設計委託というのは先ほどご説明をいただきました。この辺をイメージ的にはどういうものをイメージしたらよろしいのかということと、建物とか、ある程度機能的なものです。それとあと、あそこは駅前で、ご存じのとおり下車しますと、右に斎場、正面に飲食店。今回この福祉的な施設ということで、観光施設利用もちょっと難しいような面もありますし、また福祉的な利用の面でも難しいものがあるのかなという感じはしております。一例ですと、葬儀の際に黒い服の方がかなり、ケース・バイ・ケースですけれども、いろんな方が出入りしているとか、あと私の自宅も少しは離れているんですけども、そのときの状況で、お香のにおいが漂ってくるとか、そういったことがございますので、設計の際にはそういったことも考慮して設計していただけるんだろうと思うんですけども、その辺についてちょっとご説明をお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 4番、清水明議員のご質問にお答え申し上げます。

こちら該当の土地でございますが、鳩ノ巣駅前、棚沢 378-4、379-3という今、町有地となっております。地目としては雑種地でございます。あわせて337平方メートルほどでございます。こちらの土地に、先ほど説明申し上げましたように、地域活動支援センターの建物を独立した建物として建てたいということで、この地域活動支援センターにつきましては、平成19年に今のシルバー人材センターの1階、シルバーワークプラザに開設をしたものでございます。昨年10周年ということで、今後も引き続きやっていただきたいということで、その中で1階の面積として実際に使用している部分が57.63平方メートルほどで、非常に手狭であると。その中で事務的なものもやったり、地域活動支援センターですので、相談業務なんかもあるんですけども、そういったこともやらなきゃいけないということで、かねてからいろいろな町有地等含めて探していたところなんですけれども、障害者の方が利用するというので、やはり交通機関からのアクセスがよくないとなかなか難しいということでございます。それでこちらの土地を、あそこに建てるということで今計画をしているところでございます。

イメージといたしましては、ちょっと今、その土地が国道のがけ上に当たっているということで、がけに近いところについてはなかなか使用が難しい部分もあるかということで、駅舎に近い部分を利用するというので考えておりまして、面積的に考えますと、

今のシルバーワークプラザの1階よりも2倍ぐらいの2階建てで面積を想定をしております。1階に工房を設置しまして、2階に相談室等を設置をするということで、現在のところ、障害者の方も利用するというので、エレベーター等も必要ではないかなということとを想定をしているところでございます。

先ほど清水議員から、葬儀等の際にお香のにおいがするというようなことがございました。それについてはしっかりと換気等も含めて設計の際に伝えていきたいというふうに思っております。また、実際に建設して使用する際には、現在委託をしておりますNPO法人のたんぼぼの会が引き続き私どもでは委託することを考えているんですけども、その中でパンの製造ですとか、お菓子の製造を行っていただくということで、場合によっては、小売等もできるようなスペースもつくればいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

23 ページの中ほどの子育て応援住宅の建設の方法が従来とちょっと違うというか、監理を入れなかったというような話で、ちょっとはつきり聞けなかったんですが、そんな方法がとられたということなんで、ちょっとご説明を願いたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 5番、小峰議員のご質問にお答えいたします。町営子育て応援住宅の実施設計の委託の減の関連でございます。

今回、こちらの住宅につきましては、プロポーザル方式というような形で、設計施工監理、また工事までを一括で事業者の皆様に提案をしていただくというような方法をとっております。今回、町内の指名業者であります8事業者の方にご提案をいただきまして、2社のほうからご提案をいただきました。それについて庁内の選定委員会で選定をさせていただきまして、1社の事業者と契約をさせていただいております。

その契約の中身というのは、金額の設定と基本的な面積、また、構造等を示していただきまして、より具体的に評価の高い、例えば耐震等級が高いですとか、断熱構造がよいとかというところを客観的な数値で示して契約したものでございます。今回はこのメリットといたしましては、事業者の方が、町が一から全部指示するのではなく、事業者の提案、かなり弾力的にできるというようなこともありまして、その部分が設計にも工事に入っているということで、一括でやっていただいた関係から設計委託の当初見えていた部分を全額減をして、工事費の中で含んだような形になっておりますので、ここで委託料を減額させ

ていただいております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 済みません、関連で、規模とか、それから費用とかの点はわかりませんか。

○議長（師岡 伸公君） 若者定住化対策室長。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） ただいまご質問のありました費用、規模についてでございます。こちらにつきましては、契約金額が1,600万円、工事の期間につきましては9月の14日から2月の28日、建設面積につきましては42.14平方メートル、12.75坪になります。延べ床面積につきましては81.8平方メートルで24.75坪、敷地につきましては、最終的に測量をかけて測りますが、現時点での敷地面積につきましては264.35平方メートル、80.26坪でございます。構造につきましては木造2階建てで、1階部分が17.5畳でLDK、2階部分につきましては10畳と7.5畳ということで、イメージとしては寝室、子ども部屋というふうに考えていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。6番、石田芳英議員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

ページは25ページの上のほうの教育文化振興事業費の中のオーストラリア・バイロンベイからの海外受け入れ事業が中止になったということと、あと中段のところの青少年対策事業費の荒川小学校の交流事業も、両方とも先方都合で中止になったということでございますけれども、この状況をもっと詳しく教えていただきたいと思っております。あと今後はどうなるのか。お尋ねいたします。

○議長（師岡 伸公君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） それでは、6番、石田議員の質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の海外受け入れ事業の補助金の皆減ということでございますが、海外受け入れ事業につきましては、奥多摩町が毎年こちらから派遣しておりますオーストラリアのバイロンベイのハイスクールの生徒たちを奥多摩町のほうへ受け入れて、家庭や学校の様子だとか、町民との交流を重ねていただくというような事業となっております。昨年につきましては、9月の下旬から10月の上旬に高校生10名の受け入れで学校を訪問したり、ホストファミリーということで家庭で一緒に過ごしていただいております。

この事業につきましては毎年計画をしているところでございますが、今年度につきましては、パイロンベイハイスクールからの希望者が少なかったということがございまして、事業を中止したというところでございます。また、来年度も計画したいというふうに思っておりますが、今のところの情報ですと、来年度希望者が多いというようなことも聞いているところでございます。

それから、奥多摩町と荒川区の小学生の体験交流事業の補助金の皆減ということでございますが、この事業は、奥多摩町と荒川区の小学生の交流ということで、平成 28 年度から始まりまして、28 年度と 29 年度と 2 回実施をしたところでございます。自然体験を目的としたということで交流を重ねているところでございますが、この事業につきましては、今年度、荒川区のほうで他県との交流をしたいと。実際には福島県ということを知っておりますが、そういうことで、こちらには来られなかったということでございます。

また、来年度 31 年度につきましても荒川区のほうで、今のところ他県を希望しているということでございますので、31 年度の予算については見送っておるというところでございます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 7 番、宮野亨議員。

○7 番（宮野 亨君） ページは 20 ページになりますが、中段ですか、観光、青目立とねねんぼうについて、ねねんぼうのほうは平成 15 年築ということで木造ですので、大分傷んでいると思いますが、この予算の割合をもう一回、済みません、説明をちょっと聞き取れなかったんで、お願いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 7 番、宮野議員の質問にお答えいたします。

初めに、青目立不動尊の部分ですが、こちらの天井の部分の改修というのは、母屋の部分がもう築 150 年ぐらいたっているということで、天井の上の部分につきましては昔、養蚕をやられていたということもございます。その部分につきましては平成 20 年の改修はしていなかったものですから、ほこり等がすごいということで、そのほこりが下の客室のほうにおりてきているという状況で、今回ハウスダストの防止対策ということで工事をさせていただきたいと見込んでいる予算でございます。

続きまして、交流宿泊体験施設のねねんぼうの部分でございます。こちらにつきましても平成 15 年に建設いたしまして 14 年が経過したということで、指定管理者桜ホテルズに必要最低限の整備をして貸し出すということでございますけれども、その内容につきまし

ては、内部では1階の部分の厨房だとか、食堂の部分の床、壁の改修ですとか、あと室内については畳だとか壁の改修になってまいります。外部につきましては、外壁の補修ですとか、塗装、2階にテラスがございますので、テラスの部分の改修などを見込んでおります。また、外構につきましては、入り口の部分にポールですとか、フェンスの部分が傷みが激しくなっておりますので、そちらの交換。また、ウッドデッキなども老朽化しておりますので、そちらの改修を見込んでおります。

金額につきましては、青目立不動尊休み処の天井改修工事の予算額として150万円、交流宿泊体験施設改修工事予算額3,000万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第70号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第70号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第70号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第70号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第71号の質疑を終結します。

次に、議案第71号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議案第71号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 71 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 72 号の質疑を終結します。

次に、議案第 72 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 5 議案第 72 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 72 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6 議員提出議案第 2 号 住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書を議題とします。

議案を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは、朗読いたします。

議員提出議案第 2 号 住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書、上記の議案を提出する。平成 30 年 12 月 13 日提出、提出者、奥多摩町議会議員高橋邦男、賛成者につきましては、提出者以外の全議員でありますので、朗読を割愛させていただきます。

奥多摩町議会議員長、師岡伸公殿、理由、住民票の除票等の保存期間を延長することで、土地等所有者の特定が容易となるため。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、朗読は終わりました。

これより提案理由の説明を提出者、高橋邦男議員に求めます。高橋邦男議員。

〔 8 番 高橋 邦男君 登壇〕

○ 8 番（高橋 邦男君） では、議員提出議案第 2 号 住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書の提案理由説明を行います。

国内の所有者不明の土地は、一昨年の時点で九州本島並みの約 410 万ヘクタールもある

と推計されております。不動産登記簿上の持ち主が記載された住所から引っ越しをしていて現住所が分からなかったり、相続登記をしていなかったりすることが理由とされております。

こうしたことから、政府では除票と呼ばれる抹消された住民票などの保存期間を戸籍と同じ150年間として土地などの持ち主を見つけやすくする、あわせて保存期間が長くなるため、除票の写しを第三者が不正に取得した場合の罰則を強化するなどの対策を検討してきました。

所有者不明の土地などは資産価値が低く、管理費や固定資産税の負担を避けて放置されるケースも多いと言われております。公共工事での用地買収が進まない一因とも言われており、この対策が急がれております。

そこで、住民票の除票等の保存期間を延長し、所有者不明土地だけでなく、空き家問題における所有者の特定がなお一層容易となるように法の整備を求めて、国会及び政府に対し、意見書を提出したいと存じますので、皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わりにします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。本件については、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） よって、これより採決します。

日程第6 議員提出議案第2号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議員提出議案第3号 森林環境税の活用に関する意見書を議題とします。

議案を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは、朗読いたします。

議員提出議案第3号 森林環境税の活用に関する意見書、上記の議案を提出する。平成30年12月13日提出、提出者、奥多摩町議会議員高橋邦男、賛成者につきましては、提出者以外の全議員でありますので、朗読を割愛させていただきます。

奥多摩町議会議長、師岡伸公殿、理由、東京都や都内の区市町村に交付される森林環境譲与税は、東京都の森林のために活用されるべきと考えるため。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、朗読は終わりました。

これより提案理由の説明を提出者、高橋邦男議員に求めます。高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） それでは、意見書の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

森林環境税の活用に関する意見書。

国は、平成 30 年度税制改正の大綱において市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成 31 年度の税制改正において（仮称）森林環境税（以下、「環境税」という。）及び（仮称）森林環境譲与税（以下、「譲与税」という。）を創設することとしました。

この環境税の課税は平成 36 年度から始まりますが、譲与税の交付は来年度から始まることになっており、その使途については、市町村が行う間伐や人材育成といった森林整備及びその促進に関する費用に充てられ、一方、都道府県では森林整備等を実施する市町村に対する支援等に関する費用に充てなければならないとなっております。

このような中、東京都の面積の約 4 割は多摩島しょ地域の森林であり、その恩恵を受けるべきは東京都民自身であることを考えると、東京都や都内の区市町村に交付される譲与税は東京都の森林のために活用されるべきです。

よって、東京都におかれては、この環境税及び譲与税の創設に当たり、以下の事項に取り組まれるよう強く求めます。

- 1、都内区市町村の譲与税の活用に関する担当窓口を設置すること。
- 2、都内の区市町村に交付される譲与税が多摩産材など東京都の森林のために活用されるよう積極的に働きかけること。
- 3、東京都に交付される譲与税を活用し、林業従事者育成のための諸施策を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月、東京都西多摩郡奥多摩町議会、東京都知事殿。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。本件については、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) よって、これより採決します。

日程第7 議員提出議案第3号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 陳情第1号 臓器移植の環境整備に関する意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

本件については、去る12月11日、経済厚生常任委員会に審査が付託され、同日審査が終了しております。

本日、お手元にその結果が報告されております。

審査の経過及び結果について、経済厚生常任委員長、原島幸次議員よりご報告願います。原島幸次議員。

[経済厚生常任委員長 原島 幸次君 登壇]

○経済厚生常任委員長(原島 幸次君) 経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。当委員会は、12月11日に開会の第4回定例会第1日に審査が付託されました陳情第1号 臓器移植の環境整備に関する意見書の提出を求める陳情書について、同日、委員全員と福祉保健課長の出席のもと審査を行いました。

まず、担当課長の説明を求め、現在、我が国の臓器移植については、臓器移植法により、脳死後の臓器の提供が可能だが、他国においては積極的に臓器提供による移植が行われており、2008年の国際移植学会において、移植が必要な患者の命は自国で救える努力をすること、臓器売買・移植ツーリズムの禁止という趣旨のイスタンブール宣言が採択されているとのこと。2017年全国での臓器移植希望登録者数が1万2,828人に対して、提供を受けた件数が102件、移植件数が198件と臓器提供数が必要数を大きく下回っているとの現状の説明がありました。

事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況として、12月1日現在、1町1村のみ採択であるという報告を受けた後、審査に入りました。

委員にそれぞれ意見を求めたところ、趣旨はわかるが、意見書の内容などについて疑義

があり、提出の必要はないと考えるため、趣旨採択。臓器移植希望者数は多いが、臓器提供数は少ない状況では環境整備が必要であるため、採択。ドナーを増やすための啓発など、環境の整備を進めていく趣旨は理解できますが、一地方議会で国へ意見書を提出するまでには至らないと考えるため、趣旨採択、などのそれぞれの意見が出されました。

採決の結果、趣旨採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第1号については、趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。

初めに、陳情第1号の経済厚生常任委員長報告について所管外で質疑があればお願いいたします。質疑はありますか。2番、大澤議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。質問ではありませんので、ご答弁は必要ありませんが、本陳情についての意見を申し上げます。

臓器移植の環境を整備することには反対するものではありませんが、本陳情の趣旨、（5）の②、③、④については、臓器移植をした人のプライバシーを侵害したり、医師へ強要を迫るなどの問題があります。

詳しく申し上げます。（5）の②については、医師が渡航移植をする患者に対し、その国で臓器移植が違法となっていないのに、臓器移植ネットワークが構築されていないから臓器移植は危険だと告示する義務を課すことは、医師に脅しを強要するようなもので問題だと考えます。大切なのは、患者にとって渡航臓器移植しか治癒するすべがない場合、患者が判断する上での手術等の安全性などをすべて明らかにすることです。

③の臓器移植を受けた患者を見つけた際、厚労省への告知義務を医師に課すことは患者のプライバシーを侵害することになります。

④の違法と知らないで臓器移植を受けてしまった善意のレシピエント、移植を受ける患者への精神面でのケアについては、ここで言う違法の臓器移植の意味がよくわかりません。臓器移植ネットワークのない国での臓器移植そのものを違法としているのか、それともその国でも認められていない、いわゆる闇移植のことを指すのか、確認する必要があります。

以上の理由から、陳情趣旨（5）の①以外の具体的対策が記述されている本意見書案には反対するものです。

審査を付託された経済厚生常任委員会では、事実上、本意見書を提出しない趣旨採択ということですので、賛成といたします。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第1号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第1号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 陳情第1号について、経済厚生常任委員長の報告は趣旨採択とすべきものがありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、陳情第1号については本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本会議3日目は、明日12月14日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後0時10分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員